

令和7年3月27日

指 導 部

令和7年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

1 教科用図書選定審議会について

義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関して、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、毎年度、「教科用図書選定審議会」を設置する。

2 諮問事項

- (1) 教科書の採択方針について
- (2) 教科書調査研究資料について
- (3) 令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

3 諮問理由

東京都教育委員会は、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択及び区市町村教育委員会等が行う教科書採択についての指導、助言又は援助を行うため、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

4 諮問の根拠法令

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び第13条第2項
- (2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和38年法律第182号)

(抜粋)

(都道府県教育委員会の任務)

第10条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第11条 都道府県教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によつて当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(昭和39年政令第14号)

(抜粋)

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第7条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第8条 選定審議会は、都道府県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県教育委員会に建議する。

一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第9条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第10条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県教育委員会規則で定める。

(参考)

教科書の検定・採択・使用開始スケジュール

(◎: 検定 ●: 調査研究・採択 ○: 使用開始)

年度(西暦)		H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
学校種別等											
小 学 校	検定	◎				◎				◎	
	調査研究・採択	(●)	●				●				●
	使用開始	○(道徳)	(○)	○				○			
	都立小学校 (R4年度開校)				●		●		●(家庭)		
	使用開始					○		○		○(家庭)	
中 学 校	検定	(◎)	◎	◎(歴史)			◎				
	調査研究・採択	●(道徳)	(●)	●	●(歴史)			●			
	使用開始		○(道徳)	(○)	○	○(歴史)			○		
一 般 図 書	調査研究・採択		●	●	●	●			●	●	
			2年度使用	3～4年度使用	追補版	5～7年度使用			8年度使用	9～11年度使用	

※() 書きは、採択替えの年度であるが、文部科学省の検定に新たに合格した教科書がなかったもの

- (1) 検定は文部科学大臣が行う。採択は、都立学校については東京都教育委員会、区市町村立学校については区市町村教育委員会、国・私立学校については各学校の校長が行う。
- (2) 太線以降は、新学習指導要領(小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)及び中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
- (3) 小学校・中学校用教科書は、法令に基づき、原則として4年ごとに採択替えを行う。その際、調査研究を実施している。
- (4) 一般図書は毎年度採択替えを行える。表中では調査研究を実施する年度を示している。

第三十号議案

令和七年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十一条第一項及び第十三条第二項並びに同法施行令（昭和三十九年政令第十四号）第八条の規定に基づき、別紙のとおり、東京都教科用図書選定審議会に諮問する事項を決定する。

令和七年度東京都教科用図書選定審議会設置後、諮問する。

令和七年三月二十七日

東京都教育委員会

令和7年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

1 諮問事項

(1) 教科書の採択方針について

(2) 教科書調査研究資料について

(3) 令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（提案理由）

令和七年度東京都教科用図書選定審議会に諮問する事項を決定する必要がある。